

議案第7号 大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第8号 大府市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

反対討論

今回の議案は、市長や議員の毎月の給与を引き上げる内容の議案であります。市長は16,000円引き上げ、1,053,000円に、副市長は13,000円、教育長は12,000円、議長は8000円ひきあげて、545,000円に、議員はそれぞれの役職はありますが一律7,000円引き上げるといふものです。

市長や議員の特別職の年収については12月議会で、ボーナスにあたる月額率がかわり、年額があがったばかりです。12月議会と今回の条例改正によって、市長の年額は約27万円上がることとなります。議員については、平成26年度から上がり続け、年額で42万円の増額となっているうえに、今回の改正でさらに11万7千円以上増えることとなります。

大府市の人口が増え、議員一人当たりの人口が増えることは事実であります。人口増を見込んだうえで、この間、議員の定数を削減してきた経過があります。議員定数削減の際の討論の中でも自民クラブは、市民による議員定数・議員報酬の削減要求で、議会議員不信の深刻さが増しているという情勢にふれ、市民クラブは高齢化率と財政力の相関関係から考えても厳しい状況下に陥ることが想定されるなど財政のことにも触れていました。

財政を一つの理由に議員の定数を減らしてきたことも今回の報酬引き上げには矛盾するものであります。また、報酬審議会の議論でも、市長や教育長などについては積極的な発言がありましたが、議員については「議員の報酬を引き上げる理由が見当たらない」という意見もありました。商売をやっているも景気回復の実感はないが、「議員の方には頑張ってもらいたい」という期待感が込められていたようです。しかし、景気が良くなったという報道はあるものの市民の実感はない中で、市民への理解が得られる議案ではないと反対するものです。

以上

議案第14号 大府市国民健康保険条例の一部改正について

議案第15号 大府市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第14号は これまで大府市で行ってきた国保事業を、愛知県と大府市で一緒に国保の運営を行う国保の広域化にしていくという内容です。

議案15号は 国保の広域化によって、保険税を具体的に決めていく内容であります。関連がありますので重ねて討論をいたします。

国保の広域化の推進は旧民主党が掲げた「医療保険の一元化」とともに、もともと小泉・自公政権が医療構造改革の骨格として打ち出したものです。住民に対する市町村の負担軽減をやめさせ、国民に保

険料引き上げか受診抑制かを迫って医療費削減を図ることが狙いです。市民の命と健康を守る社会保障制度としての公的医療保険を破壊する大改悪であり、賛成することはできません。

具体的には大府市として、これまで通り個々の保険税額を決めたり、徴収を行うため、市民との窓口でのやりとりは変わりません。新たに変わる点では、愛知県が決めた「国保事業費納付金」を愛知県に支払うことです。

愛知県は国保の財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図るための中心的な役割を担うこととなります。つまり、愛知県内でかかる医療費を一括して管理し、全額 県が給付することになります。大府市の場合、医療水準は県内で平均的な位置ですが、所得水準が高いということで、これまで大府市独自の国保の運営費より多い「納付金」を県へ支払うこととなります。

ではその納付金を誰が負担するのか？加入者と、大府市民が県民全体の保険税を補いあうこととなります。

愛知県全体で国保を運営しようというものですがそもそも対象者が高齢者や所得の低い市民、病気などで仕事を辞めざるを得なかった方などですから国保加入者だけでは運営できない保険であり、退職した市民はいずれ加入するのが国民健康保険です。一般の保険とは違い、「社会保障」である国保は、誰もが加入することができ、支払い能力に応じた保険税を定める必要がありますが、保険税が上がれば滞納者も増えることが考えられます。

そのため、国保事業はどの自治体も赤字の運営で、保険料負担を軽減するために一般会計からの繰り入れでまかっています。赤字同士の自治体が一緒になっても赤字が解消されるはずがありません。

国は、急激に保険料を引き上げれば混乱が生じる恐れがあるとして、激変緩和措置を取りました。急激に保険税が引上がるということは国も認めている事実であります。

今回の条例改正にともない、18歳以下の子どもの減免制度の創設は評価いたします。しかし、今回から資産割を減らし、所得割を増やしてきています。今後資産割をなくしていく中で、そのなくした税をどういった層が負担をしていくのかが大きな課題であり、加入者内での負担となってはとても払える保険税にはなりません。

国保は社会保障の一つであり、一部の人の保険ではなく 全ての国民が加入対象となりうるものです。病気、貧困、失業など誰にでも起こりうることで、自己責任ではどうしようもない問題への社会的対応が社会保障であります。家族や地域の助け合いでも対応できないから生み出された仕組みであり、支払う金額などに応じて保障が変わり「たすけあい」で運営する民間の自動車保険や医療保険とは全く違うということを改めて強調させていただきます。

支援が必要な加入者に対して、保険税を引き上げ、滞納者には納税をせまることが「社会保障」ではありません。今でも国保加入者に重くのしかかる 高すぎる保険税をさらに引き上げる議案となっています。

◆社会保障である国保は国が責任を持って保障していくべき制度であります

大府市民や国保加入者が県民全体の国保税を負担し合う国保の広域化は、大府市民のメリットが全く見当たりません。社会保障制度の在り方から見ても、個々の自治体で背負うものではありません。力持

ちの大企業の減税、増え続ける軍事費への投資など国の税金の使い方をあらため、この間減らし続けている社会保障へ税金を使うべきです。

国保財政については、国が半分の50%を負担していた割合に戻すよう補助の増額をし、まったく持ち出しをなくした愛知県にも補助の復活をと大府市からも意見をあげ続ける必要があります。

さらに、医療が進み効果のある高額な薬も多くあり、多くの命を救い、痛み苦しみから逃れることができている。しかし、高すぎる薬価の適正価格については、国会論戦を受けて薬価が下がるなど、「言い値ではないか?」と「ブラックボックス」を指摘する意見もあります。薬価を適正にし、社会保障制度としての責任を国に果たさせる役割が大府市にあることを強く申し上げ 討論いたします

以上

議案第 17 号 大府市産業立地促進条例の一部改正について

【討論】

産業立地促進条例は、一定の条件を満たした企業の固定資産税と都市計画税を実質5年間免除するというものであります。今回はその優遇税制を2年延長するという議案であります。

大府市内の事業所が減ってきている中、一定の企業が無税となる条例を延長するよりも、市内の中小企業に対するの対策が優先ではないかという立場で、賛成することはできません。

議案第 21 号 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【反対討論】

消防団員の活動は広く、多くの時間も拘束される中、仕事をしながら、また、家族との時間を割きながらの活動となります。活動に対して一定支給されるものの、ボランティアに近い地域活動も多くあるのではないのでしょうか。今回は、その活動の中で公務災害にあった場合の補償となる、補償基礎額を減額するものであるため、反対いたします。

以上

議案第 24 号 大府市一般会計予算

今、国政では学校法人「森友学園」への国有地取引をめぐる、財務省の決裁文書が改ざんされていたことを安倍政権がみとめました。国会に改ざん文書を出してきたことは、主権者である国民を見下す大問題であります。

安倍首相は国民主権を無視し、数の力で自分の思っていることが何でも通るという錯覚が今の事態をまねいているのではないのでしょうか。大府市でも市民が主人公の予算となっているのかという視点で討論を行います

まずは「平和」についてであります。

どれだけ良い政策があっても「平和」でなければ積み上げてきたものすべてを失うこととなります。そういった意味では、この間、大府市において「平和」に関する取り組みが、少しずつ広がってきていることにたいして、高く評価しております。

しかし、2018年度は、安倍自民党、公明党政権によるこれまでの社会保障制度の後退がいくつも重なる年であります。そのため、住民に一番近い身近な存在の自治体であります大府市がその対応に追われ、さらに影響を受けるのは大府市民であります。

大府市が、国の行う改悪に対してどう住民を守っていくのかを見て行きます。

国は全世代に関わる社会保障の改悪を 2018 年度に盛り込んでいます

そのひとつに

◆生活保護基準の引き下げがあります。

国は生活保護利用世帯の7割が食費や光熱費など日常生活費にあてる「生活扶助費」を最大5%削減する方針を決定しました。2018年10月から2020年10月まで、3年連続で減額する計画です。2013年にも最大で10%という過去最大の生活扶助費の引き下げをおこなっています。

厚労省の試算では、子どもの多い世帯ほど削減幅が大きくなるといいます。都市部にすむ夫婦と子ども一人世帯の場合は、年間3万6千円、夫婦と子ども二人世帯では年10万8千円、削減されることになります。

厚労省は1月の対応方針で、保育料の免除など影響が出る国の制度については「できる限りその影響が及ばないように対応する」とし、就学援助などは「各自治体で判断していただく」と、大府市独自の対策は否定していません。現場からの声を国にあげつつ、国からの制度の後退に対して大府市民を最大限ももるべきであります。

予算の本会議質疑の答弁では、「個人の状況を把握し、適切な保護費で最低限の生活ができるように行っていく」とのことですが、生活保護費の引き下げに連動して、住民税・保育料・介護保険料・就学援助制度や最低賃金が決められます。就学援助制度も大府市として前進したのですから、生活保護基準が引き下げられることで後退とならないよう対策をとるべきであります。

◆障がい者については、2018年4月施行の改正障がい者総合支援法等によって新サービスの報酬と基準の設定が行われます。重大な問題は、就労継続支援B型の基本報酬が平均工賃に応じた見直しになることです。平均工賃を7段階に分け成果主義を強化する仕組みで、重度の利用者を受け入れる事業所にとって厳しい条件となります。多くの障がい者は障がい者自身の年金だけでは生活できない上、仕事に就いても働くための利用料が必要な場合も多くあります。障がい者の親のたくわえで何とか生活している方もみえます。親亡き後の生活に大きな不安をもつ家族にとって命を削られる改正であります。

こういった国の社会保障の切り捨てなどに対して 大府市が市民を守る姿勢となっているかです。

日本共産党はマイナンバー制度について廃止していく立場は変わりません。この1月から任意ではありますが預貯金口座マイナンバー登録制度も始まり、ますます、プライバシー漏えいの恐れ増してきています。

私もこの間、国の進めるマイナンバー制度の、漏えいや誤配が繰り返されていることを指摘してきました。そんな中で、大府市が住民の立場となり、国に対して住民を守っていく立場になっていないことが一つの反対理由であります。

一つは、昨年の総務委員会の予算審議でも取り上げましたように、市役所から事業者への「特別徴収税額決定通知書」の送付に対して、マイナンバーは申告には直接影響がないため、本人の承諾なしで、マイナンバーを記載して送付することは問題であるから、記載しないようにと議論しました。名古屋市をはじめ、こういった問題を懸念した自治体は、わが町で考え、マイナンバーの記入を行いませんでした。

しかし、大府市では事前に想定される問題を知った上で検討し、国のいうとおりにマイナンバーを記載して送付した結果「特別徴収税額決定通知書」の誤配が起こったわけです。この誤配の事実は国が言ったからと責任転嫁できるものではありません。

国はこういった、誤配・ご送付や企業のコスト負担が大きいことなどのマイナンバー問題を受けて、政府が一部方針転換し「特別徴収税額通知書」のマイナンバー記載義務を撤回しました。名古屋市のように現場の判断が正しい場合もあるわけです。

大府市の役割として、住民と直接かかわる現場の職員が国の政策が、住民にとって不利益を生じるものであれば立ち止まって考えることも必要ではないでしょうか？

大府市は、子どもの医療費無料化についてもいち早く取り組み、国からの実質税金の減額となるペナルティを受けながら子育て支援を行ってきました。そういった取り組みが各自治体に広がり、愛知県内での子どもの医療費無料化は2017年現在、9割の自治体が実施しています。子育て支援の充実のために体をはった事業であります。このように市民の生活を守る立場で、他の自治体のけん引役となるべきではないでしょうか

国の動きによって振り回されているのは市民と対応する職員であります。国のやり方にすべてそう態度では、国がこれから行う改悪に対して、市民を守っていくことができません。ぜひ、日本全体が良くなるためのリーダーシップを見せていただきたいと思います。

◆保育園の待機児童問題

大府市は、保育需要はまったなしの重要な施策、として認めてきています。しかし、待機児童対策の保育園の新設について、予算の本会議質問では「保育園の入園希望者数が想定外だった」という旨の答弁でした。

保育ニーズは急に湧いて出たものではありません。毎年のように希望の保育園に入れなかった問題については指摘をしてきました。

7、8年前から入園の決定者数を、入園の申し込み者数が200人・300人と上回っていること、さらにそのほとんどが2歳以下の児童であることも大府市は認識していたわけです。待機児童に対して想定外の人数という答弁は無責任ではないでしょうか？

平成30年度に保育園を新たに利用したいという、在園児を除く入園の申込者数は、私が調査を初めて過去最高の1,010人となりました。そのうち入園が決定したのが742人、残る268人のうち134人は第

一希望の保育園に入ることができませんでした。

国の基準で言う待機児童は今年度 16 人でしたが、希望の保育園に入れず仕事復帰を延ばさざるを得なかった、再就職ができなかった世帯を含めれば、保護者の立場からの待機児童は新年度も出ると予測されます。新年度の大府市の責任を最大限果たすべきだと考えます

保育園の待機児童問題は、単に子どもが預けられなくて困った！という問題ではありません。一人親世帯だけではなく、正規で働いていない、共働き世帯など低賃金で働く労働者にとっては、命にかかわる問題です。

大府市は保育需要を把握しているながら、民間任せの保育政策となっていることが計画の遅れにつながっています。さらに最低限、土地の確保は大府市が責任を持つべき点ではなかったかと指摘しておきます。

◆総合計画策定については

- ① JR新駅計画については、今の、またはこれからの大府市に必要なのかも含めて、第 6 次総合計画では白紙も視野に入れる段階ではないかと考えます。
- ② 公共交通の充実という点では、市外へ向かうための駅の新設ではなく、市内の病院や買い物ができる場所や、様々な事業を展開している公共施設へ行き来できる、ふれあいバスの充実やタクシーの補助など、健康寿命を延ばすため、また、高齢者の交通事故を無くすためにも重要な政策であります。

どんなに良い施設があり、良い事業を行っても移動ができないのであれば平等に市民サービスを受けられない場合も多くあります。高齢者だけでなく、障がい者にとって唯一の移動手段であって生涯の課題であります。新年度はルートの変更とのことですが、増便も視野に入れたルート変更をするべきであります。

- ③ 国は窓口業務のトップランナー化を検討しています。全国で偽装請負が問題となった経過を無視し、民間業者では禁止されていた公権力の行使であります、審査・決定を独立行政法人法が行う窓口業務に限って開放する独立行政法人法が改正され 18 年 4 月から、施行されます。

大府市では現在行われておらず、新年度でも行う予定という情報は得られませんでした、国はトップランナー方式の今の 23 の対象業務をさらに拡大する動きがあります。窓口業務を独立合成人に行わせることは、住民の基本的な人権を守る行政サービス水準大きく下がることであり、仕事量に合わせて、適正な職員の配置がされていくよう意見を申し上げ、討論いたします。

議案第 25 号平成 30 年度大府市国民健康保険事業特別会計予算について

反対討論

先ほど、議案第 14 号で申し上げました通り、国保の広域化により直接影響を受ける年となるため、賛同することはできません。

大きく制度が変わる新年度であります。保険税が確定し、多くの市民が混乱することは間違いありません。さらに、広域化によつての保険者の一人ひとりの負担、大府市の負担は、新年度で終わりではなく、

今回の国保の改正によって保険税の大幅引き上げの一部でしかなく、さらに続くものです。ひとり一人の状況に寄り添い不測の事態には早急に対応できる体制をとるべきと意見を申し上げ反対いたします。

議案第 28 号 大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

【反対討論】

75 歳以上の後期高齢者が医療を受ける場合、一般病棟の食費・水光熱費の患者負担が増えることに加え、新年度は、保険料を軽減していた特例が廃止されます。医療費がかかる高齢者を集めた保険である上に保険料軽減特例を廃止すれば高齢者の医療負担が増えることは明らかであるため、反対であります。

議案第 30 号 名誉市民の推挙について 久野孝保氏

大府市名誉市民審査会の答申を踏まえ、名誉市民を推挙するため、大府市名誉市民条例（昭和 45 年大府市条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【反対討論】

大府市の名誉市民の基準とは、大府市にゆかりがあり、公共の福祉を増進、広く社会の進歩に貢献し市民の尊敬を受けるものに対して贈られます。

前市長が長年、市長を務められたことには敬意を表しますが、個人がどうかという判断ではなく、市長という立場での「特別な功績があり、市民の評価が高い」ということを図ることは難しく、対象に当たらないということが理由であります。

市長は大府市と市民のために貢献するのが市長の仕事であり、報酬や退職金ももらっています。さらに、慣例のように前市長の名前があげられていくことは、「名誉市民」は退職した市長に与えられるものでしかなく「名誉」という価値も固定されるのではないのでしょうか。

市長を務められた方々は、多くの市民によって選ばれたことで一定評価されています。しかし、市民に尊敬されるかという点では、尊敬できるという市民、尊敬できないという市民もいるでしょうし、「わからない」、「関心がない」という市民も多くいると思います。

任期中に市民のために貢献していく姿が市民に届けば、世代がかわっても頑張ってくれた市長がいたと伝え継がれ、市民の心に残っていくものです。政策的な考え方が異なる中で市民の理解を得られるのかという点では非常に難しいという理由で反対いたします。

以上